## 可児市低入札価格調査制度及び最低制限価格制度 算定方法

工種	土木一式、舗装、とび土工 (解体除く)、塗装、造園、鋼構 造物	左記及び右記以外の工事(建築一式、 管、水道施設など)	営繕工事以外の電気、機械 器具設置
予定価格	〈低入札価格調査制度〉		
3,000万円以上	◆ 低入札調査基準価格		
	直接工事費 × 97%	直接工事費 × 9/10×97%	直接工事費 × 97%
	共通仮設費 × 90%	共通仮設費 × 90%	共通仮設費 × 90%
	現場管理費 × 90%	(直工費×1/10+現場管理費)×90%	現場管理費 × 90%
	一般管理費 × 68%	一般管理費 × 68%	一般管理費 × 68%
			機器費 × 92%
	※設定範囲 75%~92%	※設定範囲 75%~92%	※設定範囲 75%~92%
	<ul><li>◆ 失格判断基準価格</li><li>直接工事費 × 97%</li><li>共通仮設費 × 90%</li><li>現場管理費 × 90%</li><li>一般管理費 × 40%</li></ul>	直接工事費 × 9/10×97% 共通仮設費 × 90% (直工費×1/10+現場管理費)×90% 一般管理費 × 40%	直接工事費 × 97% 共通仮設費 × 90% 現場管理費 × 90% 機器費 × 84% 一般管理費 × 40%
	※設定範囲 75%~92%	※設定範囲 75%~92%	※設定範囲 75%~92%
3,000万円未満	〈最低制限価格制度〉		
50万円以上	◆ 低入札調査基準価格の算定方法と同じ		

※スクラップ評価額がある場合は、直接工事費に含めてから所定の率を乗じるものとします。 「算定式の直接工事費」=「直接工事費」+「スクラップ評価額」 「スクラップ評価額」は買取価格であるため、金額はマイナス表示「一〇〇〇、〇〇〇円」となる。

**施行日** 令和5年4月1日よりすでに施行済み

(スクラップ評価額については、令和6年4月1日以後の入札公告又は入札執行通知の案件から適用)

**問い合わせ先** 可児市役所総務部管財検査課契約係 電話 0574-62-1111(内線3254)